

議案第 8 号

亀山市営住宅条例の一部改正について

亀山市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備（第3条の2—第3条の17）	第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備（第3条の2—第3条の17）
第2章 市営住宅の管理（第4条—第40条）	第2章 市営住宅の管理（第4条—第40条）
第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第41条—第47条）	第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第41条—第47条）
第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第48条—第51条）	第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第48条—第51条）
第5章 <u>補則（第52条—第55条）</u>	第5章 <u>市営単独住宅（第52条—第54条）</u>
附則	<u>第6章 補則（第55条—第58条）</u>

(趣旨)

第1条 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理については、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔(1) 及び (2) 略〕

〔号を削る。〕

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(収入状況の報告の請求等)

第34条 市長は、第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第19条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第

附則

(趣旨)

第1条 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設並びに市営単独住宅の設置、整備及び管理については、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔(1) 及び (2) 略〕

(3) 市営単独住宅 市営住宅以外の住宅で、低額所得者に賃貸することを目的として市が管理するものをいう。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(収入状況の報告の請求等)

第34条 市長は、第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第19条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第

31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、第52条第1項に規定する市営住宅監理員が必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

[2 略]

(住宅の明渡し検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、第52条第1項に規定する市営住宅監理員又は市長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(準用)

第51条 第48条第1項の規定による市営住宅の使用については、同条第2項から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第27条まで、第34条から第40条まで及び第53条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第49条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第

31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、第55条第1項に規定する市営住宅監理員が必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

[2 略]

(住宅の明渡し検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、第55条第1項に規定する市営住宅監理員又は市長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(準用)

第51条 第48条第1項の規定による市営住宅の使用については、同条第2項から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第27条まで、第34条から第40条まで及び第56条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第49条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第

34条第1項中「第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第19条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

[章を削る。]

34条第1項中「第15条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第19条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 市営単独住宅

(市営単独住宅の名称及び位置等)

第52条 市営単独住宅の名称及び位置等は、別表第3のとおりとする。

(市営単独住宅の家賃)

第53条 市営単独住宅の家賃は、当該市営単独住宅の建設に要した費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額その他必要な費用を勘案して市長が定める。

(準用)

第54条 市営単独住宅については、第10条から第12条まで、第14条、第17条から第27条まで、第39条、第40条、次条及び第56条の規定を準用する。この場合において、第17条中「第31条第1項又は第35条第

1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは、明渡しの期限の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは、明渡しの請求のあった日」とあるのは「第40条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは、明渡しの請求のあった日」と、第39条中「市営住宅監理員」とあるのは「市営単独住宅管理員」と、次条中「市営住宅監理員」とあるのは「市営単独住宅監理員」と、「市営住宅管理人」とあるのは「市営単独住宅管理人」と、第56条中「市営住宅監理員」とあるのは「市営単独住宅監理員」と読み替えるものとする。

第5章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第52条 [略]

(立入検査)

第53条 [略]

(共同施設の管理委託)

第54条 [略]

(委任)

第55条 [略]

別表第1 (第3条関係)

[1 略]

2 借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置	名称	位置	構造	戸数
----	----	----	----	----

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第55条 [略]

(立入検査)

第56条 [略]

(共同施設の管理委託)

第57条 [略]

(委任)

第58条 [略]

別表第1 (第3条関係)

[1 略]

2 借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置	名称	位置	構造	戸数
----	----	----	----	----

年度				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 27 年度	野村 団地 住宅	野村一丁目10番7 —101号、10番 7—202号、10 番7—203号、10 番7—205号及び 10番7—303号	準耐 火3 階	5
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 27 年度	若山 住宅	若山町1番6—101 号、1番6—102 号、1番6—103 号、1番6—105 号、1番8—201 号、1番8—202 号、1番8—203 号及び1番8—205 号	木造 2階	8
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 30 年度	本町 住宅	本町三丁目15番17 —2—101号、15 番17—2—102 号、15番17—2 —103号、15番 17—2—105号、 15番17—2— 106号、15番17 —2—107号、15 番17—2—201 号、15番17—2 —202号、15番 17—2—203号、 15番17—2— 205号、15番17	準耐 火3 階	18

年度				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 27 年度	野村 団地 住宅	野村一丁目10番7 —101号、10番 7—202号、10 番7—203号、10 番7—205号及び 10番7—303号	中層 耐火 3階	5
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 27 年度	若山 住宅	若山町1番7—101 号、1番7—102 号、1番7—103 号、1番7—105 号、1番8—201 号、1番8—202 号、1番8—203 号及び1番8—205 号	木造 2階	8
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
平成 30 年度	本町 住宅	本町三丁目15番17 —2—101号、15 番17—2—102 号、15番17—2 —103号、15番 17—2—105号、 15番17—2— 106号、15番17 —2—107号、15 番17—2—201 号、15番17—2 —202号、15番 17—2—203号、 15番17—2— 205号、15番17	中層 耐火 3階	18

		—2—206号、15 番17—2—207 号、15番17—2 —301号、15番 17—2—302号、 15番17—2— 303号、15番17 —2—305号、15 番17—2—306 号、15番17—2 —307号		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[表を削る。]

別表第3 (第52条関係)

市営単独住宅の名称、位置等

建設 年度	名称	位置	構造	戸数
昭和 25 年度	城山 住宅	関町新所1393番 地1及び1394番 地3	木造 平家	8

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。